

平成24年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

適切なタイミングでの権利取得のための
特許制度の在り方に関する
調査研究報告書

平成25年2月

一般財団法人 知的財産研究所

ポートの公開から6か月と、日本の審査請求期間3年に比較して短いため、日本ほど効果的な策にはならない。

3. 韓国

韓国では、審査請求制度を採用しており、審査請求期間は特許出願から5年である⁶⁶。

特許出願に対する審査は分割出願や変更出願を除き、出願審査の請求順によってなされることが規定されている⁶⁷。

韓国の審査請求から一次審査結果取得までの期間は18.5か月、最終処分期間は24.6か月となっている（いずれも2010年）⁶⁸。

韓国は、従来より、一部の特許出願⁶⁹に関して他の出願に優先して審査させる優先審査を実施していた。その優先審査を誰でも利用することができるように拡大しつつ、出願人の特許戦略によって「速い審査（優先審査）」、「一般審査」、「遅い審査（審査猶予申請制度）」の中から審査時期を選択できる顧客オーダーメイド型3トラック審査制度を2008年10月1日に世界で初めて導入した。その後も、制度を持続的に補完し、出願人が希望する時期に審査結果が受け取れるようにしている。

なお、オーダーメイド型3トラック審査制度の他に、優先審査より更に迅速に審査を処理する「グリーン技術に対する優先審査（超高速審査）」も2009年10月1日から施行している。これら韓国の特許制度の概観については韓国特許庁のウェブサイトに記載されている⁷⁰。

以下、優先審査、超高速審査、審査猶予申請制度、について説明する。

(1) 審査着手の早期化

(i) 優先審査⁷¹

① 申請人適格

誰でも申請を行うことができる。

⁶⁶ 特許法 59 条

⁶⁷ 特許法施行規則第 38 条

⁶⁸ 「特許行政年次報告書 2012 年版」12 頁、1-1-24 図（特許庁、2012 年）

⁶⁹ 従来の優先審査の対象は、「防衛産業分野の出願」、「公害防止に有用な出願」、「自己実施中の出願」、「第三者実施中の出願」、「韓国特許庁長官が外国特許庁長官と優先審査することを合意した出願」、「ベンチャー企業の出願」などに限られていた。

⁷⁰ KIPO ウェブサイト（英語）

http://www.kipo.go.kr/kpo/user.tdf?a=user.english.html.HtmlApp&c=92102&catmenu=ek03_01_01_03#a4_2

（最終アクセス日 2013 年 1 月 7 日）

⁷¹ 特許法 61 条、特許法施行令 9 条

② 時期的要件

審査請求がなされた特許出願について申請をすることができる。

③ 申請要件

優先審査は次の場合に申請をすることができる。

- ・公開後に第三者が実施していると認められる場合（特許法61条1項）
- ・緊急処理が必要であると認められる特許出願（特許法61条2項）
 - （特許法施行令9条において下記のもものが特許法61条2項の優先審査の対象となる）
 - 1. 防衛産業分野における特許出願
 - 2. グリーン関連技術（エネルギー関連、環境関連出願）
 - 3. 輸出促進に直接的に関連した特許出願
 - 4. 国又は地方自治団体の職務に関する特許出願
 - 5. ベンチャー企業との承認を受けた企業の特許出願
 - 5-2. 技術革新型の中小企業の承認を受けた企業の特許出願
 - 6. 国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果物に関する特許出願
 - 7. 優先権主張の基礎となる出願（外国特許庁で手続きが進行中のものに限る）
 - 8. 特許出願人が出願された発明を実施している、又は実施準備中の特許出願
 - 9. 電子取引に直接的に関連した出願
 - 10. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願
 - 11. 優先審査の申請する者が、特許法58条1項による専門機関に先行技術の調査を依頼し、調査結果を特許庁長に通知するように専門機関に要請した出願

2008年のオーダーメイド型3トラック審査制度の導入の際に、上記11.の条件を追加し、専門機関の調査を条件にどのような特許出願の内容であっても優先審査を受けられるようになっている。

④ 手数料

優先審査の手数料として200,000 ウォンが必要である。

なお、上記11.の専門機関による先行技術調査の費用は約660,000ウォンである⁷²。

⁷² 康ウンソク著 「韓国特許実務入門第二版」 酒井 宏明編者 頁183～194（財団法人 経済産業調査会 2011）

⑤ 効果

優先審査の申請（又は、専門機関からの調査結果）を受けた日から7日以内に優先審査の対象となるかを決定する⁷³。優先審査の決定をした特許出願に対し、優先審査決定書の発送日から2か月以内（または、専門機関に調査を依頼した場合は優先審査決定書の発送日から4か月以内）に審査着手をしなければならない⁷⁴。

⑥ その他

2011年の優先審査の申請件数は22,190件であった。2011年に審査請求された特許出願数161,591件に対して約13.7%である⁷⁵。韓国では、2008年10月に専門調査機関の調査を条件に優先審査を受けられるようになっている。制度導入後は10%程度であった優先審査の利用率⁷⁶は13%まで向上している。【図表Ⅲ-1】参照。

【図表Ⅲ-1】⁷⁷韓国の制度の利用状況

	2007年	2008年 (1～9月)	2008年 (10～12月)	2009年	2010年	2011年
優先審査	12,792 (8.2%)	11,897 (10.6%)	4,301 (9.1%)	20,317 (13.7%)	20,896 (13.4%)	22,190 (13.7%)
専門調査機関 の調査による	—	—	210 (0.4%)	2,685 (1.8%)	7,622 (4.9%)	8,095 (5.0%)
審査請求	155,612	112,383	47,141	148,291	155,970	161,591

単位は件数。()は審査請求数に対する割合

(ii) 超高速審査

超高速審査の申請人適格、申請時期等は優先審査と同じである。優先審査と異なる点について記載する。

① 申請要件

⁷³ 審査事務取扱規定 59 条 1 項

⁷⁴ 審査事務取扱規定 66 条

⁷⁵ JETRO 韓国ウェブサイト 韓国特許庁「2011 年度 知的財産白書」(2011 年発行) 162、163 頁
http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/ipr_whitepaper2011_all.pdf (最終アクセス日 2013 年 1 月 7 日)

⁷⁶ 利用率は、その年の審査請求総数に対する優先審査申請数で算出している。

⁷⁷ JETRO 韓国ウェブサイト 韓国特許庁「2011 年度 知的財産白書」(2011 年発行) 162、163 頁
http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/ipr_whitepaper2011_all.pdf (最終アクセス日 2013 年 1 月 7 日)

以下の特許出願について超高速審査が認められる。

- ・グリーン関連技術であること
- ・専門機関に先行技術調査を依頼された特許出願であること。且つ、専門機関に優先審査の申請後 10 日以内に調査結果を特許庁長官に提出させるようにした特許出願であること
- ・電子文書で優先審査を依頼していること

② 効果

超高速審査の優先審査の申請（又は、専門機関からの調査結果）を受けた日から 2 日以内に優先審査の対象となるかを決定する。優先審査の決定をした特許出願に対し、優先審査決定書の発送日から 14 日以内に審査着手をしなければならない。

③ その他

2011年の超高速審査の申請件数は194件であった。2011年に審査請求された特許出願数 161,591件に対して約0.12%⁷⁸である。

(2) 審査着手の猶予

(i) 審査猶予申請制度⁷⁹

審査猶予申請制度は、優先審査のように早く権利を取得する場合以外において、出願人が適切なタイミングにおいて権利を取得するニーズにこたえるための制度である。

① 申請人適格

出願人が申請を行うことができる。

② 時期的要件

- ・審査請求がなされている。
- ・審査請求日から9か月以内に申請をする必要がある。

⁷⁸ KIPO へのヒアリング調査による

⁷⁹ 特許法施行規則 40 条の 3

③ 申請要件

審査猶予は次の場合に申請をすることができる。

- ・ 審査請求日から24か月以降に審査を行うものが対象。審査着手を開始する日（指定日）は、出願日から5年以内（審査請求期間内）で指定しなければならない。
- ・ 下記特許出願でないこと。
 1. 特許出願が分割出願、変更出願または正当な権利者の出願⁸⁰である場合。
 2. 特許出願に対して優先審査決定をした場合。
 3. 特許出願審査の猶予申請がある前に、既に拒絶理由を通知するか特許決定書を通知した場合。

④ 手数料

なし。

⑤ 効果

出願人が申請時に指定した審査着手時（指定日）から3か月以内に審査を着手する。

⑥ その他

2011年の審査猶予申請制度の申請件数は147件であった。2011年に審査請求された特許出願数161,591件に対して約0.10%である⁸¹。利用率は年々下がってきている。【図表Ⅲ-2】参照。

審査猶予を取り下げる場合又は指定日を変更する場合は、申請から2か月以内に取り下げ書又は（指定日変更のための）補正書を提出する必要がある。

また、第三者が審査猶予制度の申請を解除したい場合は、優先審査の申請を行うことにより解除することができる。

⁸⁰ 特許を受けることができる権利の承継人でない者（無権利者）の特許出願後にした正当な権利者の特許出願のことを指す。

⁸¹ JETRO 韓国ウェブサイト 韓国特許庁「2011年度 知的財産白書」（2011年発行）162、163頁
http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/ipr_whitepaper2011_all.pdf（最終アクセス日2013年1月7日）

【図表Ⅲ-2】⁸²韓国の制度の利用状況

	2008年(10～12月)	2009年	2010年	2011年
審査猶予申請 制度	858 (1.8%)	1,698 (1.15%)	946 (0.6%)	147 (0.1%)
審査請求	47,141	148,291	155,970	161,591

単位は件数。()は審査請求数に対する割合。

4. その他

(1) シンガポール

上記の国以外において、審査着手を猶予する制度を設けている国としてシンガポールがある。シンガポールは出願審査請求制度を採用している。通常トラック（ファースト・トラック）では優先日から21か月以内に審査請求する必要がある。所定の申請と追加料金の支払によりスロー・トラックを選択すれば優先日から39か月以内の審査請求が認められる。この、2トラック・システムを2004年7月1日から実施をしていた。この2トラックシステムは出願人に柔軟な対応を与えるために導入された。

しかしながら、2013年の法改正によりこの2トラックの制度はなくなることが決定されている。

(2) 各国制度対照表

各国の制度について説明してきたが、【図表Ⅲ-3】～【図表Ⅲ-5】に、日本、米国、欧州、韓国の制度の一覧を示す。

⁸²JETRO 韓国ウェブサイト 韓国特許庁「2011年度 知的財産白書」（2011年発行）162、163頁
http://www.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/ipr_whitepaper2011_all.pdf（最終アクセス日2013年1月7日）

【図表Ⅲ-3】審査着手を早期化する制度（日本、米国）

	日本			米国		
英語名	-	-	-	proiritized examination (track1)	Accelerated Examination Program	make special based on Applicant's Age or Health.
日本名（通称）	早期審査	スーパー早期審査	優先審査制度	優先審査（トラック1）	早期審査制度（2006年8月25日以降の出願に適用）	健康・年齢による申請
関連条文・規則	運用・ガイドライン	運用・ガイドライン	特許法48条の6 特許法施行規則31条の3	37CFR1.102（e）	37CFR1.102(a) 37CFR1.17(h) MPEP708.02（a）	37CFR1.102(a) 37CFR1.102（c） MPEP708.02Ⅲ、Ⅳ
運用開始日（最新改定日）	2011年8月1日	2008年10月1日	1971年1月1日	2011年9月26日	2006年8月25日	1959年12月頃
申請人	出願人	出願人	出願人、及び警告を受けた実施者	出願人	出願人	出願人
時期的要件	審査請求がされている	審査請求がされている	審査請求がされている。出願公開がされている。	・特許出願時に申請可能 ・RCE時、又はRCEからファーストOAが出るまで申請可	特許出願時に申請	-
申請要件	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求がなされている ・下記出願のいずれかに関するもの ①中小企業、個人、大学、公的研究機関等の出願 ②外国関連出願 ③実施関連出願 ④グリーン関連出願 ⑤震災復興支援関連出願 ・国内優先権を主張されるような、優先日から1年3か月経過後にみなし取下となる出願でないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求がなされている ・「外国関連出願」かつ「実施関連出願」 ・スーパー早期審査の申請前4週間以降になされたすべての手続をオンライン手続とする出願 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許出願について出願審査の請求があったこと ・特許出願が出願公開後・特許査定前であること ・第三者が出願公開後・特許査定前に特許出願に係る発明を業として実施していること ・優先審査をすることがあること 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願（EFS-Web）されたものに限られる。 ・4個以下の独立請求項、30個以下の総請求項。（複数従属請求項は認められない） ・国際出願から国内段階に移行された出願でないこと。 	<ul style="list-style-type: none"> ・電子出願（EFS-Web）されたものであること ・3個以下の独立請求項と、合計20個以下の請求項。（複数従属項は認められない） ・再発行特許でないこと ・単一の発明を対象としていること ・先行技術調査及び先行技術と発明の対比説明等を記載したサポート書面の提出をする。 ・審査官からのインタビューの要求に同意すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の審査順では出願人が審査の支援をすることができない健康状態である ・出願人の年齢が65歳以上である
料金	無料	無料	無料	<ul style="list-style-type: none"> ・優先審査料4800ドル ・手数料130ドル必要 	<ul style="list-style-type: none"> 手数料は130ドル。ただし、環境の質を高めるもの、エネルギー資源の開発又は保全に貢献すること、テロ行為を阻止するのに貢献する発明の場合は手数料が免除される。 	無料
効果	通常より早い審査（申請した出願の平均審査順番待ち期間は、早期審査の申請から約1.8か月（2011年実績））	申請から一次審査までを1か月以内で行う。さらに、再着審査についても、意見書・補正書の提出から1か月以内に行う。	優先的に審査がされる。	<ul style="list-style-type: none"> ・出願から12か月を目標に完了する。（許可通知の郵送、最終庁指令の郵送、RCEの提出、出願の放棄、審判の通知、37CFR41.102で定義される審査の終了） 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願から12か月を目標に完了する。（許可通知の郵送、最終庁指令の郵送、RCEの提出、出願の放棄） 	早期の審査の対象となるが、早期審査やトラック1のように出願から12か月を目標に審査を完了するという目標はない。
その他	-	拒絶理由通知の発送日から30日以内に出願人は応答する必要がある。応答期限を徒過した場合通常の早期審査の取り扱いとなる。	-	<ul style="list-style-type: none"> ・補正により、クレーム数が増え、早期審査の要件を超える記載となった場合には、優先審査の資格を失う。 ・応答期間の延長申請をすると、優先審査の資格を失う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・許可通知以外の庁指令、最終庁指令が出された場合は、1か月の短縮回答期間が設定され、出願人が期間内に回答をしない場合は、出願は放棄されたこととなる。 ・早期審査からの取り下げの規定はない。 	-
利用状況	12,157件（2011年）。2011年の審査請求件数253,754件に対して約4.8%。	361件（2011年）。2011年の審査請求件数253,754件に対して約0.1%。	4件（2011年）。2011年の審査請求件数253,754件に対して約0.001%。	5,027件（2012年度）2012年度の特許出願件数530,915件に対して0.94%。	5,185件（2006年8月25日から2012年4月9日の期間）	-

【図表Ⅲ-4】審査着手を早期化する制度（欧州、韓国）

	欧州		韓国	
英語名 韓国語名	accelerated search	accelerated examination	우선심사	녹색기술 우선심사 (초고속심사)
日本名（通称）	早期調査	早期審査	優先審査	グリーン技術の優先審査 (超高速審査)
関連条文・規則	審査ガイドラインE, VII, 3.1 EPO官報(2010)	審査ガイドライン E, VII, 3.2 EPO官報(2010)	特許法61条、施行令9条	優先審査申請に関する告示5条3項、審査事務取扱規定2条6項
運用開始日 (最新改定日)	2010年5月4日		2008年10月1日	2009年10月1日
申請人	出願人	出願人	誰でも	誰でも
時期的要件	出願時	いつでも申請可能	審査請求がなされている 下記①に関しては、さらに出願公開がされている必要がある。	審査請求がなされている
申請要件	特になし (優先権を伴わない 欧州出願の場合は申請 なしに早期調査の 対象となる)	特になし	下記の要件のいずれかを満たす出願 ①第三者実施出願(特許法61条1項) ②緊急処理が必要であると認められる出願(特許法61条2項) (特許法施行令9条において下記のものの特許法61条2項の優先審査の対象となる) 1. 防衛産業分野における特許出願 2. グリーン関連技術(エネルギー関連、環境関連出願) 3. 輸出促進に直接的に関連した特許出願 4. 国又は地方自治団体の職務に関する特許出願 5. ベンチャー企業との承認を受けた企業の特許出願 5-2. 技術革新型の中小企業の承認を受けた企業の特許出願 6. 国の新技術開発支援事業又は品質認証事業の結果物に関する特許出願 7. 優先権主張の基礎となる出願(外国特許庁で手続きが進行中のものに限る) 8. 特許出願人が出願された発明を実施している、又は実施準備中の特許出願 9. 電子取引に直接的に関連した出願 10. 特許庁長が外国特許庁長と優先審査することに合意した特許出願 11. 優先審査の申請する者が、特許法58条1項による専門機関に先行技術の調査を依頼し、調査結果を特許庁長に通知するように専門機関に要請した出願	・グリーン関連技術であること。 ・専門機関に先行技術調査を依頼された特許出願であること。且つ、専門機関に優先審査の申請後10日以内に調査結果を特許庁長官に提出させるようにした特許出願であること。 ・電子文書で優先審査を依頼していること。
料金	無料	無料	200,000 ウォン (なお、専門機関による先行技術調査の費用は約660,000ウォンである。)	200,000 ウォン (なお、専門機関による先行技術調査の費用は約660,000ウォンである。)
効果	審査部はできるだけ早く調査結果を出す。	EPC規則70aまたは161(1)の応答又は、早期審査の要求のいずれか遅い方の審査部の受領から3か月以内に、最初の審査通知を発行するよう最大限の努力を払う	優先審査の申請(専門機関からの調査結果)を受けた日から7日以内に優先審査の対象となるかを決定。優先審査の決定をした出願に対し、優先審査決定書の発送日から2か月以内(または、専門機関に調査を依頼した場合は優先審査決定書の発送日から4か月以内)に審査着手をしなければならない。	超高速審査の優先審査の申請(専門機関からの調査結果)を受けた日から2日以内に優先審査の対象となるかを決定。優先審査の決定をした出願に対し、優先審査決定書の発送日から14日以内に審査着手をしなければならない。
その他	・出願のすべて又は大部分についてPACEを要求する出願人は、庁からPACEの要求を選択するように要求される場合がある。	・応答期間の延長をした場合は、早期審査の資格を失う。 ・出願のすべて又は大部分についてPACEを要求する出願人は、庁からPACEの要求を選択するように要求される場合がある。	・先行技術調査及び先行技術と発明の対比説明等を記載した書面の提出が必要。(①の場合及び②の10. 11. の場合は必要ない)	
利用状況	5,700件(2011年) 2011年に最終審査結果がでた120,094件に対して約4.7%。	8,800件(2011年) 2011年に最終審査結果がでた120,094件に対して約7.3%。	22,190件(2011年)。2011年に審査請求された出願数161,591件に対して約13.7%。	194件(2011年) 2011年に審査請求された出願数161,591件に対して約0.12%。

【図表Ⅲ-5】 審査着手を猶予する制度（日本、米国、欧州、韓国）

	日本	米国	欧州	韓国
英語名		trackⅢ（未運用）	Deferred Examination	심사유예신청제도
日本名（通称）		トラック3	猶予審査制度	審査猶予申請制度
関連条文・規則		未運用	37CFR1.103(d) 37CFR1.17(i)	特許法施行規則40条の3
運用開始日 （最新改定日）		未運用	2000年5月29日	2008年10月1日
申請人		出願人	出願人	出願人
時期的要件		特許出願時に申請可能	米国特許商標庁が、序指合、許可通知のいずれも発行していない場合に申請することができる。	・審査請求がなされている。 ・審査猶予申請書を、審査請求日から9か月以内に特許庁長に申請する必要がある。
申請要件		—	・通常の特許出願、又はPCT出願の国際出願から国内段階へ移行した出願 ・出願人が非公開請求を提出していない、又は先に提出した非公開請求を取り消すための請求を提出していること ・その出願が公開条件に適合していること	・審査請求日から24か月以降に審査を行うものが対象 ・審査着手を開始する日（指定日）は、出願日から5年以内（審査請求期間内）で指定。 ・下記出願でないこと 1. 特許出願が分割出願、変更出願または正当な権利者の出願である場合 2. 特許出願に対して優先審査決定をした場合 3. 特許出願審査の猶予申請がある前に、既に拒絶理由を通知するか特許決定書を通知した場合
料金	なし	—	公開手数料300ドル 手数料130ドルが必要	なし （なお、審査請求料は指定された期日の2か月前までに支払えばよい）
効果		・申請をすると30か月の間、審査をされない状態となる。 ・30か月の間、いつでも審査請求可能。審査請求があった場合、請求日を基準に審査待ちの列に置かれる（審査請求日が出願日のような役目を果たして列に並べられる）。	優先日から3年を超えない範囲で審査の猶予が認められ、OAの発行がされない。	指定された審査着手時から3か月以内に審査を着手する。
その他		・18か月公開は行われる。 ・30か月以内に審査請求がない場合は出願は放棄したものと扱われる。	・18か月公開は行われる	・審査猶予を取り下げる場合又は猶予期限日を変更する場合は、申請から2か月以内に取り下げ書又は（期限日変更のための）補正所を提出する必要がある。
利用状況		—	2000年から2009年の間に申請は200件に満たない。	147件（2011年）。 2011年に審査請求された特許出願数161,591件に対して約0.10%である。

早期審査は、制度導入の2006年8月25日から2012年4月9日までの約6年間で5,185件であるのに対し、トラック I は、制度導入の2011年9月26日から2012年10月15日までの1年間で6,019件であり、圧倒的にトラック I の方が利用がされている。

なお、4,800ドルというトラック I の優先審査料は、トラック I の導入により他の審査が遅延しないようリカバリーコストを考慮して算出されている。このコストの計算には、新規審査官の雇用、教育の費用も含まれている。

(ii) 欧州特許

PACE（早期調査、早期審査）の規定について、拡大サーチレポートの導入に伴う細かい変更はあったものの、申請要件の変更等の大きな変更はない。

現在のところ、PACE の制度は円滑に運用されている。PACE は、ユーザーに早期の審査の選択肢を与えるものであり、欧州特許庁として積極的に利用率を上げるような施策を行うことはしていない⁸⁷。

(iii) 韓国

韓国では、2008年10月に専門調査機関の調査を条件に、特許出願の技術的な内容に関わらず優先審査を受けられるようになっている。専門機関の先行技術調査の品質評価を行い、審査官が専門調査機関の先行技術調査報告書に対して「未活用」と品質評価した場合、その結果を出願人に通知し、出願人が調査料の一部払戻しまたは追加依頼件の調査料に対して割引サービスが受けられるようにしている。

また、現時点で優先審査、超高速審査ともに安定的に運用されており、特別な問題はない。ただ、優先審査及び超高速審査の申請が急増する場合、一般審査の処理期間に遅延が生じる問題が発生する恐れがあるので、申請状況を継続的にモニタリングしている⁸⁸。

優先審査の申請には、200,000ウォンの支払いが必要である。この手数料は優先審査の電算システムの開発及び運営、処理期間の管理、優先審査を行うかどうかの決定業務等の迅速な行政手続の遂行による負担要素及び優先審査の濫用防止の側面を考慮して決定された⁸⁹。

なお、米国、韓国ともに早期の審査着手の枠を拡大する制度改革を行ったところ、制度の申請件数は上がってきている。

⁸⁷ EPO へのヒアリングによる

⁸⁸ KIPO へのヒアリングによる

⁸⁹ KIPO へのヒアリングによる

かどうか質問した。危惧する点としてはワークシェアの観点があると回答があった。日本は、現在でも3年の審査請求期間があり、これは審査猶予制度のようなものである。現在の審査請求制度とは別に審査着手を猶予する制度を設ける場合には、ワークシェアを制限する方向に働くおそれがある。

(iii) 韓国

2008年のオーダーメイド型3トラック審査制度の制度検討は次のようにされた¹⁰³。

当初は、早い審査も遅い審査も含めて、出願人が所望のタイミングで審査を受けられるような制度(審査予約制度)を設けるとユーザーの利便性があがるのではないかとということで検討が開始された。しかしながら、韓国では特許出願から早いタイミングで審査請求をする割合が多く¹⁰⁴、早いタイミングでの審査着手のニーズが大きいものと思われる。そのため、早い審査も含めて出願人がタイミングを選択できる制度にしてしまうと、特許出願からすぐに審査をして欲しいという請求が集中し制度が破たんするおそれがあった。

そこで、早い審査と遅い審査を分けて制度化を行うこととした。

早い審査については特許庁が指定した先行技術調査専門機関にサーチをさせたものについて優先審査を認めるというように制度の枠を広げた。

一方、遅い審査に関しては審査猶予制度で対応をすることにした。審査猶予制度は、当初の審査予約制度の考え方をくむものであり、出願人が所望のタイミングで審査の着手を受けられるという制度である。即ち、審査の着手を通常よりも遅くするという思想ではないことから、審査請求期間である出願日から5年を超えない範囲で出願人が審査着手タイミングを指定できる制度とした。

このように、審査猶予制度は審査請求期間を超える期間を指定できるものではないので第三者の監視負担という問題がない。また、第三者は韓国特許庁のウェブサイトにおいて、検索で申請の有無を知ることができる。仮に、審査猶予を申請された出願について、第三者が早く審査してもらいたいと考えた場合には、優先審査を申請することにより早期に審査をさせることができる。

審査猶予申請制度の利用率¹⁰⁵は、制度導入がされた2008年は1.8%であったが、2010年では0.6%まで下がってきている。利用率は下がってきているものの、出願人に対し適切な時期に審査を行えるという選択肢を広げる点で肯定的な役割を果たしていると考えられている。現在、審査猶予申請制度の利用率が低いことに対して対策をとることは行っていない。

¹⁰³ KIPOへのヒアリングによる

¹⁰⁴ 産業構造審議会知的財産政策部会 第18回 「知的財産立国に向けた新たな課題と対応」19頁(特許庁、2012年6月25日) http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/shingikai/pdf/tizai_bukai_18_paper/siryou_01.pdf (最終アクセス日2013年1月7日)

¹⁰⁵ 利用率は、その年の審査請求数に対する割合で計算されている。

ない¹⁰⁶。

(iv) シンガポール

申請により審査請求期間を変更できるFast Track とSlow Trackの制度があったが、2013年の法改正により当該制度はなくなることとなっている。

(v) 日本

日本で審査着手を猶予する制度について過去に議論された内容について紹介をする。

① 特許制度研究会における議論（平成21年）

特許出願の審査は、原則、審査請求の順番に従って行われるが、出願人が特許審査を受けるに当たり、その審査着手時期には様々なニーズが存在する。早い権利化のニーズがあるものとして、iPS細胞に代表される国際的な競争が激化している研究分野における発明や、ライフサイクルが短い発明、早期に事業化を予定している発明などが挙げられる。一方、国際標準化に関連する分野、医薬品や基礎的研究など製品化・実施化に時間の掛かる分野では、遅い権利化のニーズもある。

早い権利化のニーズについては、所定の条件を満たした特許出願について早期に審査を行う早期審査・スーパー早期審査により、出願人の望むタイミングでの迅速な審査着手が可能であるが、遅い権利化のニーズに対応する制度は現在のところ設けられていない。

そのような観点から、特許庁長官の私的諮問機関として設置された特許制度研究会では、遅い権利化のニーズにこたえる制度導入の必要性について、遅い権利化のイノベーションへの悪影響、出願人のニーズと第三者の監視負担のバランス、過去の制度改正の趣旨¹⁰⁷との整合性を考慮しつつ検討している。

具体的には、遅い権利化のニーズにこたえる制度導入について、例えば、以下の三つの検討案の例示の下、検討し、研究会としての意見を取りまとめている¹⁰⁸。

(A案) 審査請求期間を3年から、例えば、5年又は7年に延長する。

(B案) 審査請求後、出願人の請求により審査着手を（一定期間）繰り延べるとともに、出願人又は第三者の繰延解除請求により審査着手可能な状態に戻すことを可能と

¹⁰⁶ KIPO へのヒアリングによる。

¹⁰⁷ 2001年には、権利の帰趨が長期間未確定になることによる第三者への影響を考慮して、審査請求期間を7年から3年に短縮する制度改正が行われており、遅い権利化を認める制度の導入は、過去の制度改正の趣旨に逆行する可能性がある。

¹⁰⁸ 詳細については、「特許制度に関する論点整理について－特許制度研究会 報告書－」27、28頁（特許制度研究会、2009年12月）を参照。<http://www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/kenkyukai/pdf/tokkyoseidokenkyu/houkokusyo.pdf>

資料Ⅲ

海外調査

(資料Ⅲ-2) 韓国特許庁

(資料Ⅲ-2-1) 海外質問票調査結果

(韓国)

A. 貴国の審査のタイミングを選択する制度について教えてください

当方で調査しましたところ、貴国には下記のような制度があると認識をしております。
これらの、制度について、誤り、不足部分、等があればご指摘ください。

① 優先審査(accelerated examination) (2008/10/1 に導入されたオーダメイド型審査制度)

審査制度の導入趣旨	出願人の審査タイミングの選択肢を増やす。
運用開始日 (最新改定日)	2008/10/1
申請人適格	優先審査は誰でも申請可能。
時期的要件	審査請求時または審査請求後に優先審査を申請できる。
客体要件	<ul style="list-style-type: none">・ 特許庁が指定した専門機関に優先審査用の先行技術調査を依頼し、その調査結果を特許庁長官に通知するよう要請すれば、優先審査の対象となる。・ その他、下記のものも認められる。<ul style="list-style-type: none">① 第三者実施出願② 緊急処理が必要であると認められる出願<ul style="list-style-type: none">a. 防衛産業分野における特許出願b. 公害防止に有用な特許出願c. 輸出促進に直接的に関連した特許出願d. 国又は地方自治団体の職務に関する特許出願e. ベンチャー企業との承認を受けた企業の特許出願f. 国の新技術開発支援事業の結果産物に関する特許出願g. 品質認証事業の結果産物に関する特許出願h. 条約に基づく優先権主張の基礎になる特許出願

	<p>i. 特許出願人が出願された発明を実施している、又は実施準備中の特許出願</p> <p>j. 電子商取引に直接的に関連した出願</p>
その他	優先審査が決定するまでであれば、いつでも優先審査の申請の取下げまたは放棄が可能。
効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一次審査を 5 か月以内に出す ・ 第三者実施出願又は、緊急処理が必要であると認められる出願の場合は、1 次審査を 3 か月以内に出す
条文・規則	特許法 61 条、施行令 9 条。
料金	特許：20 万ウォン、実用新案：10 万ウォン (2010 年 1 月 1 日以降)。

②2009/10/1 に施行された超高速審査（グリーン技術超高速審査:super speed fast track program for patent applications directed to green technology inventions) について

審査制度の導入趣旨	国家レベルで推進中の低炭素グリーン成長のために、グリーン技術*の優先特許権利化が必要だったため
運用開始日 (最新改定日)	2009/10/1
申請人適格	誰でも超高速審査申請は可能
時期的要件	審査請求時または審査請求後であればいつでも超高速審査を請求できる
客体要件	①グリーン技術優先審査の対象であること。 ②専門機関に先行技術調査を依頼された特許出願であること。 ③ 子出願で申請された出願であること。
その他	超高速審査が決定するまでは超高速審査申請の取り下げまたは放棄が可能
効果	一次審査の結果を1か月以内に出す
条文・規則	特許実用新案優先審査申請に関する告示第5条第3項
料金	特許：20万ウォン、実用新案：10万ウォン (2010年1月1日以降)。

③審査猶予制度(deferred examination system) (2008/10/1 に導入されたオーダメイド型審査制度)

審査制度の導入趣旨	出願人に審査のタイミングの選択を増やす
運用開始日 (最新改定日)	2008/10/1
時期的要件	審査猶予申請書を、審査請求日から9か月以内に特許庁長に申請する必要がある。
客体要件	<ul style="list-style-type: none"> ・審査請求日から24か月以降に審査を行うものが対象。 ・また、下記出願でないこと <ol style="list-style-type: none"> 1. 特許出願が分割出願、変更出願または正当な権利者の出願である場合 2. 特許出願に対して優先審査決定をした場合 3. 特許出願審査の猶予申請がある前に、既に拒絶理由を通知するか特許決定書を通知した場合 ・猶予希望時点は、“出願審査の請求日から24ヶ月～出願日から5年”の期間に任意に設定可能
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・審査猶予申請の取下げまたは猶予希望時期の変更は、審査猶予申請書の提出日から2ヶ月以内であれば可能 <p>分割出願、変更出願、正当な権利者の特許出願：原出願と同様に審査を進行させるものとしており、出願日も原出願日に遡及するので、猶予申請の対象外とすることが制度運営上望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請をした後は、審査猶予制度の資格を失うことはない。
効果	指定された審査開始時から3か月以内に審査を着手する。
条文・規則	特許法施行規則40条の3
料金	なし

B 通常の審査、優先審査、超高速審査、審査猶予制度の現状について教えてください。
最新の情報について教えてください。

QB-1 通常の審査の場合、審査請求から一次審査までの平均期間はどのくらいですか？
(なお、Four Office Statistical Report では、2010 年は、24.6 か月となっています)

この統計は、対外的に公表していない。

QB-2 通常の審査の場合、審査請求から最終審査結果¹²⁸が出るまでの平均期間はどのくらいですか？

(なお、Four Office Statistical Report では、2010 年は、34.9 か月となっています)

この統計は、対外的に公表していない。

QB-3 優先審査を利用した場合、審査請求から一次審査までの平均期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

QB-4 優先審査を利用した場合、審査請求から最終審査結果までの平均期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

QB-5 超高速審査を利用した場合、審査請求から一次審査までの平均期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

¹²⁸ 例えば特許査定などの最終の審査結果の通知を指す

QB-6 超高速審査を利用した場合、審査請求から最終審査結果までの平均期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

QB-7 上記期間（一次審査までの期間、最終審査結果までの期間）の今後の見通しはどのような感じですか？（長くなりそうですか？短くなりそうですか？）

すべての審査処理期間を継続的に短縮する計画であり、現時点では優先審査に限定した期間短縮計画はない。

QB-8 上記期間（一次審査までの期間、最終審査結果までの期間）について、貴庁での今後の目標設定はありますか？

ある

ない

QB-9 審査猶予を申請した場合、出願人の指定する審査開始のタイミングはどのタイミングが多いですか？（審査請求期限ぎりぎりなのか、それよりもはるかに前なのか）

この統計は、対外的に公表していない。

QB-10 審査猶予を申請した場合、審査請求から一次審査までの期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

QB-11 審査猶予を申請した場合、審査請求から最終審査結果までの期間はどのくらいですか？

この統計は、対外的に公表していない。

QB-12 審査猶予制度を利用して審査開始のタイミングを出願から5年の一番遅いタイミングにした場合と、審査請求を5年の一番遅いタイミングにした場合と、最終審査結果のタイミングが遅くなるのは、審査猶予制度を利用した場合か、審査請求を遅くした場合か？

審査猶予制度を利用した場合

審査請求を遅くした場合

QB-13 上記期間（FA・最終審査結果）の今後の見通しはどのような感じですか？（長くなりそうですか、短くなりそうですか？）

すべての審査処理期間を継続的に短縮する計画であり、現時点では遅延審査に限定した期間短縮計画はない。

C. 優先審査、超高速審査、審査猶予のユーザーの利用率について教えてください。

QC-1 優先審査について、ユーザーの利用率はどの程度ですか（所定の年に権利が確定した全出願のうち、〇%が優先審査であるなど）。

（なお、2011年に韓国特許庁により発行された知的財産白書によれば、2010年は13.3%となっている）

2011年の全審査請求件数に対する優先審査申請件数の割合は13.85%である（請求及び申請基準）。

QC-2 どのようなユーザーが利用をしていますか（IT業界、製薬業界等、個人発明家どの分野での利用が多い？）。

建設技術、環境エネルギー、食品生物資源、繊維生活用品の分野等における優先審査の申請が多い。

QC-3 ユーザーは、どのような目的、又はどのような案件で利用をしていますか（その他の国に出願する案件で利用している等）。

早期に権利を獲得してライセンス、権利移転等に活用する目的、他人による模倣盗用を阻止する目的、特許取得により広報に活用しようとする目的等が多い。

QC-4 貴庁で、優先審査の利用率の目標はありますか？

- ある
ない

QC-5 もし利用率の目標があるなら、目標としていた利用率はどの程度ですか？

該当なし

QC-6 超高速審査について、ユーザーの利用率はどの程度ですか（所定の年に権利が確定した全出願のうち、〇%が超高速審査であるなど）。

できれば最近の数年の利用率があれば教えてください。

2011年の全審査請求件数に対する超高速審査申請件数の割合は0.12%である（請求及び申請基準）。

QC-7 どのようなユーザーが利用をしていますか（IT業界、製薬業界等、個人発明家どの分野での利用が多い？）。

温室効果ガス削減技術、エネルギー利用効率化の技術、環境保全型生産技術、再生可能エネルギー技術の分野等における超高速審査申請が多い。

QC-8 ユーザーは、どのような目的、又はどのような案件で利用をしていますか（その他の国に出願する案件で利用している等）。

特許権を早期に獲得してグリーン市場を先占し、迅速に事業化をするための目的が多い。

QC-9 貴庁で、超高速審査の利用率の目標はありますか？

ある

ない

QC-10 もし利用率の目標があるなら、目標としていた利用率はどの程度ですか？

該当なし

QC-11 審査猶予について、ユーザーの利用率はどの程度ですか（所定の年に権利が確定した全出願のうち、0%が審査猶予であるなど）。

（なお、2011年に韓国特許庁により発行された知的財産白書によれば、2010年は0.6%となっている）

2011年の全審査請求件数に対する遅延審査申請件数の割合は0.10%である（請求及び申請基準）。

QC-12 どのようなユーザーが利用をしていますか（IT業界、製薬業界等、個人発明家どの分野での利用が多い？）。

特に集中している分野はありません。

QC-13 ユーザーは、どのような目的、又はどのような案件で利用をしていますか（事業化に時間がかかる発明の案件で利用している等）。

事業化の時期または市場の状況に合わせて特許取得時期を調整する目的、特許維持費用を削減する目的等が多い。

QC-14 貴庁で、審査猶予の利用率の目標はありますか？

ある

ない

QC-15 もし利用率の目標があるなら、目標としていた利用率はどの程度ですか？

該当なし。

D. オーダメイド型審査制度の導入の経緯

QD-1 優先審査について。どのような背景・経緯で制度が導入されましたか。

アンケート調査結果等によると、特許顧客から、希望する時期に審査サービスの提供が受けられるように審査処理期間について様々なオプションを設けるよう要望があり、顧客が希望する時期に審査結果を提供する必要があるという判断の下、誰もが利用可能な優先審査制度として対象が拡大された。
超高速審査は、汎国家的に推進した低炭素グリーン成長のためにグリーン技術の早期特許権利化が必要であるという判断の下に該当制度を導入した。

QD-2 制度の導入にあたり、法律、規則、運用等で様々な規定の方法が考えられます。貴国が特許法、施行令で規定している理由はなにかありますか？

特許法では第三者による実施を除く優先審査の対象を特許法施行令に委任しているので、優先審査対象を追加する目的で特許法施行令を改正した。
超高速審査は、優先審査の一種として申請方法及び処理期間のみ異なるので、特許法施行令を改正する必要はなく、特許実用新案優先審査の申請に関する告示及び特許実用新案審査事務取扱規程を改正した。

QD-3 審査猶予制度について。どのような背景・経緯で制度の導入が検討されたのですか？

アンケート調査結果等によると、特許顧客から、希望する時期に審査サービスの提供が受けられるように審査処理期間について様々なオプションを設けるよう要望があり、顧客が希望する時期に審査結果を提供する必要があるという判断の下、遅い審査に代えて適切な時期に審査結果を提供する制度を導入した。

QD-4 制度の導入にあたり、法律、規則、運用等で様々な規定の方法が考えられます。貴国が特許法、特許法施行規則で規定している理由はなにかありますか？

審査猶予は第三者に不利益を与えるおそれがある制度ではなく、その対象を限定せずに手続として該当事項を定めているので、韓国内の法体系上の手続に関する事項を定めている特許法施行規則に審査猶予に関する根拠規定が設けられている。

E. 手数料について

QE-1 優先審査の手数料を決めるにあたり、どのような背景・経緯で決められましたか。

優先審査の電算システムの開発及び運営、処理期間の管理、優先審査を行うかどうかの決定業務等の迅速な行政手続の遂行による負担要素及び優先審査の濫用防止の側面を考慮して決定された。

QE-2 超高速審査の手数料を決めるにあたり、どのような背景・経緯で決められましたか。

超高速審査も優先審査に含まれ、低炭素グリーン成長のためにグリーン技術を支援する側面を考慮して優先審査申請料と同様に運用される。

QE-3 審査猶予制度の手数料を決めるにあたり、どのような背景・経緯で決められましたか。

審査猶予では行政手続の遂行による負担がほとんどなく、審査猶予制度の濫用を防止しなければならない理由がないので審査料は徴収されない。

F 制度の問題点について

QF-1 優先審査、超高速審査の運用をしてきて問題点がある場合はどのような問題点があったか教えてください。

現時点で優先審査及び超高速審査制度は安定的に運営されており、特別な問題はない。

QF-2 上記問題点は、どのような対策で解決しましたか？あるいはこれからどのような対策で解決していくつもりですか？

優先審査及び超高速審査の申請が急増する場合、一般審査の処理期間に遅延が生じる問題が発生する恐れがあるので、申請状況を継続的にモニタリングしている。

QF-3 審査猶予制度の運用をしてきて問題点がある場合はどのような問題点があったか教えてください。

審査猶予の申請が減少した側面がある。

QF-4 2010年度韓国知的財産白書によると、審査猶予制度の請求割合は、1.8%（2008年）から0.6%（2010年）と減ってきています。何が理由だと思いますか？

遅延審査申請を多数行っていた一部機関の特許戦略が審査猶予を申請する方法から審査請求を遅れて行う方法に変更する場合があります、これによって審査猶予の申請が減少した側面がある。

QF-5 2010年度韓国知的財産白書によると、審査猶予制度の請求割合は0.6%（2010年）となっています。この数値はユーザーのニーズを考慮した場合、妥当な数値でしょうか？（請求割合が0.6%と少ないですが、ユーザーのニーズがそもそも少ないのであれば、0.6%という数値はユーザーのニーズを十分に拾い上げた妥当な数値となります。一方、ユーザーのニーズが0.6%よりも多いにも関わらず、請求割合が0.6%であるならば、何かしらユーザーが制度を利用しない理由が考えられます）

審査猶予の請求件数は減少するにはしたが、遅い審査に代えて適切な時期に審査を受ける審査猶予制度の長所を活用した申請を行うことができるので、出願人の選択肢を広げるという側面から審査猶予制度は肯定的な役割を果たしていると判断する。

QF-6 制度の利用率が低いことについて今後対策を行いますか？

現在、特別な計画はありません。

G. ユーザーニーズについて

QG-1 現時点において、オーダーメイド型審査請求制度によって、早く権利化したいものと、通常の権利化をしたいもの、出願人の所望のタイミングで権利化したいものと3つのタイミングで審査開始をすることができます。

これらの制度でユーザーのニーズは満たしていると思いますか？

満たしている

満たしていない

QG-2 ユーザーニーズを満たしていない場合はどのような制度の導入が必要と考えられますか？

該当なし。

H. 審査のタイミングを選択できる制度の議論について

QH-1 現在、貴国において審査のタイミングを選択できる制度についてどのような議論がされていますか？

現在は議論をしていない

現在も議論をしている

QH-2 現在、議論をしている場合はどのような議論をしていますか？

該当なし

I. 日本の制度変更に対する外国特許庁の反応

QI-1 仮に、日本が、審査開始（又は最終審査結果）のタイミングを出願人が選択できる制度をとりいれた場合、外国特許庁として何か不都合がありますか？又は良いことがありますか？

（制度の例として、例えば、2012年1月1日出願をした出願人が、2014年6月に審査開始をして欲しいと申請することが可能な制度。）

日本の制度変更により不都合なこと、又は良いことはない

日本の制度変更により不都合なこと、又は良いことがある

QI-2 「日本の制度変更により不都合なこと、又は良いことがある」場合は、どのようなものがありますか？

該当なし

以上で質問票は終了です。ご協力ありがとうございました。

(資料Ⅲ-2-2) 海外ヒアリング調査結果

○優先審査、超高速審査の一次審査結果、最終審査結果までの平均期間はどの程度か？

→優先審査（専門機関に先行技術の調査を依頼した優先審査対象及びPPH優先審査対象）は、庁内の規定値5か月以内（申請から着手まで、以下、同様である）で、その他の優先審査は、庁内の規定値3か月以内であり、超高速審査は規定値1か月以内である。

最終処分期間は管理していない。理由としては出願人の応答の期限が管理できないため。なお、出願人の応答を考えない場合、KIPO¹²⁹では、超高速審査では2か月、優先審査（専門機関に先行技術の調査を依頼した優先審査対象及びPPH優先審査の対象）では7か月、その他の優先審査では5ヶ月以内で最終処分までできるような体制としている。

なお、韓国では指定期間短縮申請制度があり、それを申請すればOAの回答期限（超高速審査は1ヶ月、優先審査は2ヶ月）を希望する期間に短縮できる。この申請をすることで審査官は2か月の応答期限を待たずに審査を開始することができるため出願人は早期の権利化ができる。

○審査猶予制度の導入に当たり、現在の審査猶予制度以外の方法を検討したか？いくつかある候補のなかで現行の制度にした理由はなにか？

→出願人が所望のタイミングで審査を受けられるような制度（審査予約制度）があったらユーザーの利便性があがるのではないかとということで制度設計が開始された。

当初は、所望のタイミングで出願人が選択できる制度を検討した。しかしながら、韓国の審査請求の傾向から早く審査をしてほしいというニーズが大きく、早い審査も含めて出願人がタイミングを選択できる制度にしてしまうと、一時期に審査が集中してしまい制度が破たんする恐れがあった。

そのため、早い審査と遅い審査を分けて制度化を行い、早い審査については特許庁が指定した先行技術調査専門機関にサーチをさせたものについて出願に優先審査を認めるといように制度の枠を広げた。専門機関に調査をさせることにより出願人はクレームの検討を事前にすることができ、効率の良い審査をすることができる。

一方、遅い審査に関しては審査猶予制度で対応をすることにした。既存の審査請求期間の枠を超えないという思想のため、審査請求可能期間である出願日から5年以内を超えない範囲で期間を指定できる制度とした。

○審査猶予制度の導入に当たり、利害関係者（特許庁、出願人、出願人以外のユーザー（特許監視者）等）について、それぞれどのようなメリット、デメリットを考慮して制度を作ったか？また、どのようなユーザーニーズの調査を行ったか。

¹²⁹ Korean Intellectual Property Office ; 韓国特許庁

→大手企業、中小企業、個人出願人、弁理士、学界、審査官などの意見を聴取しており、審査猶予制度は審査請求期間を超える期間を指定できるものではないので第三者の監視負担という問題がない。

○審査請求のタイミングで、審査請求期限ギリギリ（出願日から4年6か月～出願日から5年）に審査請求をされる案件は、全体の何%くらいであるか？

→韓国では全体審査請求の80%程度が出願日から1年以内に行われるし、全体審査請求の10%程度が出願日から4～5年以内に行われる。特に、個人発明家や中小企業などは他人の模倣・盗用の危険を回避するとともに、ライセンス、権利移転、広報などに活用するために早期の審査請求をしている傾向があるように思われる。

○質問票の QF-4 では、審査猶予制度を利用していた機関が最近その利用をやめたとのことである。その機関はどのような分野のものか？また、なぜやめてしまったと思うか？

○一方、遅いタイミングで審査請求（出願日から4年6か月以降に審査請求）を行うのはどのような技術分野のユーザーが多いのか？”

→調査を行っていないのでわからない。

○審査猶予制度をつかうユーザーは、どのような理由又はどのような企業戦略のもとに利用をしていると思うか？

→審査猶予制度を利用するのは所望のタイミングで審査をしてもらいたいというニーズがある出願人であると思われる。なお、どのような分野の企業がその利用をやめてしまったかはデータを取っていないので不明である。

○遅いタイミングで審査請求を行うユーザーは、どのような理由又はどのような企業戦略のもとに利用をしていると思うか？”

→遅いタイミングで審査請求をしているユーザーがどのような分野であるかはデータを取っていない。

○質問票 QG-2 で、ユーザーのニーズを満たしているとの回答をいただいた。現在ユーザーニーズとして、遅く審査をしてもらいたいというニーズはないか？

→韓国の審査請求の傾向として、出願時に80%近くの出願人が審査請求をしており、遅く審査をしたいというニーズは多くない方だと思う。

”○質問票 QB-7 で、すべての審査処理期間を短縮する計画であると回答いただいた。ここ

でいう、すべての審査処理期間とは、一次審査結果までの期間だけなのか、最終審査結果までの期間も含むものなのか？なお、米韓 FTA により最終処分期間 36 月以内と聞いている。全件 36 月以内を目指すのか。

→一次審査結果については、2015 年に 10 ヶ月にする目標を特許庁内で立てている。最終審査結果についても、36 ヶ月以内（出願人によって遅延された期間を除く）にすることを目標としている。大部分は目標を達成できると考えているが、一部のものでは達成できないかもしれない。なお、目標期限を超えて特許権者の申請のある場合は、改正法に基づいてその超えた期間だけ特許存続期間を延ばす計画である。

○通常の審査の審査期間が短くなっていった場合、優先審査と通常の審査との審査期間の差が小さくなり、優先審査のメリットが薄れてくると考えられる。この点についてどう思うか？

→審査処理期間が 10 ヶ月に短縮されるとしても、専門機関に先行技術の調査を依頼した優先審査の場合、申請後 5 ヶ月以内に審査に着手するため、制度のメリットは依然として有効であると思う。しかしながら優先審査の利用率は、審査処理期間が短縮されるにつれてある程度は減少するとみられる。

○審査猶予制度が利用された場合、出願人以外の第三者はどのような対応策をとることができるのか？

→ウェブ上の検索によって審査状況を知ることができる。第三者が早く審査してもらいたい場合は、優先審査を申請することにより早期に審査をさせることができる。韓国ではだれでも優先審査を申請することができる。

○優先審査制度について、近年、外部調査機関を用いた調査報告書を提出した場合は、どのような案件でも優先審査をうけられることができるようになった。これは、調査のためのお金を出してでも優先審査を受けたいというユーザーニーズがあったからか？

→外部調査機関の調査手数料は 60～70 万ウォンほどであるが、こうした価格設定は、民間領域の問題であるため、特許庁の方から定められる部分ではない。ただし、高くなりすぎないように逐次チェックを行っている。現在の優先審査で外部調査機関を利用した優先審査の利用率は高い方であり、ユーザーから大きな苦情は来っていない。

○ユーザーのニーズとして、優先審査の手数料を減免するようなニーズはないか？

→ユーザーの中には手数料を低くしてほしいという人もいれば、逆に優先的な扱いを受けるものであるから手数料を高くすべきだという人もいる。なお、手数料を下げると優先審

査が多くなりすぎ処理が追いつかない恐れがあるので現在の料金でバランスが取れていると考えている。

○質問票 QF-2 で、優先審査、超高速審査の数が増加した場合に、一般の審査が遅くなる可能性を危惧している。仮に、優先審査の数が増えて処理が遅れるようになった場合はどのような対策を考えているか？

→優先審査は2008年10月にスリートラック制度を導入する直前は10%で、その後スリートラックの導入後13~14%と急激に増えたが、それから今年まではその利用率が維持されている。したがって、今後はこのまま安定するのではないかと思われる。仮に、優先審査の数が非常に多くなった場合の対策は2通り。①手数料の調整。②処理期間の調整を考慮している。しかしながら、それに関しては他の政府部署との協議によって、もしくは優先審査申請人など出願人の意見を聞いてから決めるべき問題である。

○審査猶予制度において、特許法施行規則40条の3第3項で、「分割出願、変更出願、正当な権利者による出願」は申請の対象とならないとあるがこの趣旨は何か？

→分割出願、変更出願、正当な権利者による出願は、親出願と一緒に審査を進めるようにしており、出願日も親出願日から遡及されるだけに猶予申請の対象から除外した方が制度運営上のぞましいし、これらの出願の場合、審査猶予制度を利用しようとするニーズもほとんどない。

○優先審査の取下げを行うことができるのはだれか？

→優先審査を取り下げることができるのは申請人のみである。

○質問票 QE-3 で、行政負担がほとんどないとあるが、管理コストはほとんどかからないのか？

→優先審査の場合は、優先審査をするべきか否かの判断をするための人的コストが発生する。一方審査猶予制度の場合は特にそのような判断をすることなく、後回しにするだけでありほとんどコストはかかっていない。

○優先審査制度、超高速審査により、公開前に特許が登録になる可能性がある。そのため、無効理由を含むような瑕疵ある特許が増えてしまうおそれがある。このような問題点についてどう思うか？

→確かにこのような問題はあると考えている。制度の限界ではないかと考えている。

以上

禁 無 断 転 載

平成 24 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

適切なタイミングでの権利取得のための
特許制度の在り方に関する
調査研究報告書

平成 25 年 2 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp